

○東チモール選挙監視国際平和協力 業務の実施の結果

(平成14年6月21日)

1 経緯

東チモールに関しては、1970年代半ば以降、インドネシア共和国及び旧宗主国であるポルトガル共和国を含む国際社会において、その国際的な地位をめぐる問題が生じていた。1999年5月、インドネシア共和国、ポルトガル共和国及び国際連合の間で、インドネシア共和国政府が提案した東チモールにおける特別な自治に対する枠組案に対する東チモール人の民意を東チモール人による直接投票で確認すること等を内容とする基本合意等が成立し、同年8月30日に直接投票が実施され、その結果、有効投票総数の78.5%の有権者によりインドネシア共和国政府の自治提案が拒否された。同年10月20日には、インドネシア共和国の最高意思決定機関である国民協議会において、直接投票の結果を受け入れること等を内容とする同協議会決定が採択された。

同月25日、国際連合安全保障理事会は、決議第1272号を採択し、国際連合東チモール暫定行政機構（以下「UNTAET」という。）を設立した。これにより、UNTAETは、東チモール統

治に対する全般的責任を付与されるとともに、立法、行政及び司法に係るすべての権限を行使する権能を与えられ、本年5月20日の東チモールの独立に至るまでの間、様々な活動を行ってきた。その最終段階として本年4月14日に大統領選挙を実施した。

この選挙に係る要員の派遣については、国際連合から選挙監視団の派遣について招請があり、また、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号。以下「国際平和協力法」という。）に規定する国際平和協力業務を実施するための各要件も満たされていた。具体的には、国際平和協力法第3条第2号の2に規定する受入国の国際的な選挙監視活動への同意については、東チモールにおいて国際連合安全保障理事会決議に基づき同地の統治に関する全般的な責任及び権能を付与されているUNTAETの同意があり、国際平和協力法第6条第1項第3号に規定する我が国の国際平和協力業務の実施についての同意もUNTAETから得られていた。

これらを踏まえ、我が国としても、東チモールの今次選挙に関する国際的な選挙監視活動に対し、人的な協力を行うこととした。このため、本年3月29日、「東チモール選挙監視国際平和協力業務の実施について」及び「東チモール選挙監視国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成14年政令第156号）」の閣議決定を行い、本年4月3日に東チモール選挙監視国際平和協力隊を設置し、これにより、国際平和協力業務を実施した。

2 東チモール選挙監視国際平和協力業務の実施の結果に関する事

項

選挙監視要員 8 名（民間人 4 名を含む。）のうち 2 名は、国際平和協力本部による研修等を経て、本年 4 月 7 日に本邦を出発し、翌日に東チモールに到着した後、UNTAET、国連開発計画（UNDP）を始めとする関係機関等からの情報収集、現地調査等の業務を実施した。また、他の 6 名の選挙監視要員は、国際平和協力本部による研修等を経て、同月 9 日に本邦等を出発し、翌日に東チモールに到着した。選挙監視要員 8 名は、ディリ、マナトゥット及びリキサの各県において選挙キャンペーン及び選挙準備の監視等の業務を実施した後、同月 14 日の投票日に、上記 3 県の合計 14 か所の投票所において投票状況を監視するとともに、今次選挙が全体としておおむね自由かつ公正に行われたと認められたこと等を内容とする所感を発表し、投票日翌日の 15 日には、開票状況の監視を行い、同月 17 日までに全員が業務を終了し本邦等へ帰国した。

UNTAET が同月 17 日に発表した最終開票結果によれば、全投票数は約 37 万票（投票率約 86%）で、大統領候補の得票状況は、以下のとおりであった。

	有効投票数	有効投票総数 に占める割合
シャナナ・グスマン候補	301,634票	82.69%
シャビエル・ド・アマラル候補	63,146票	17.31%

今次選挙に係る投票及び開票は、全体として円滑かつ平穩に行

われ、また前回の憲法制定議会議員選挙の際と同様の高い投票率は、東チモールの人々の新しい国造りに対する熱意を示したものといえる。

同結果に基づき、本年 5 月 20 日、シャナナ・グスマン候補が初代大統領に就任した。

3 まとめ

本年 5 月 20 日に独立を達成し、国家として自立していく過程にある東チモールにおいて、今次の大統領選挙は、その指導者を東チモール人自らが決定するという重要な意義を有するものであった。今回の国際平和協力業務は、他国等の監視団とともに、かかる重要な意義を有する今次選挙の公正性につき確認を行うものであったが、今次選挙の結果を礎として 21 世紀における初の独立国として新たな一步を踏み出すこととなった東チモールの人々に対し、我が国が今回の活動を通じて支援を行ったことの意義は大きい。

政府としては、今回の活動における貴重な経験を今後の業務の実施に際していかすことが肝要と考えており、今後とも、国民の理解と支持を得つつ、国際平和協力法に基づいて協力を進めていくこととしたい。